

対内直接投資等に係る改正外為法関連政省令・告示の公布 及びパブリックコメント募集結果について

2020年5月1日
CISTEC事務局

対内直接投資等に係る管理規制に係る改正外為法の関連政省令・告示案については、3月14日に公開され、パブリックコメントが募集されたが、それを踏まえて4月24日に閣議決定され、同30日に公布された。

また、パブリックコメント募集により提出された意見に対する回答が、同じく4月30日に公開された。

公布された政省令・告示

■公布された政省令・告示内容

一部修正された後の最終的に公布された政省令・告示については、財務省の以下のサイトに掲載されている。

◎対内直接投資審査制度について

「2020年（令和2年）施行 外為法改正 関連資料」

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/fdi/index.htm

■修正点

（1）役員就任に関する密接関係者の定義

「過去1年間に外国投資家の役員であった者」を、他者提案の場合には密接関係者の範囲から除外するよう、省令案を修正。

（2）投資先の非公開の技術関連情報を取得しないとの免除基準

金融機関のM&A助言部門等が同情報を取得する場合について、金融機関の部門間で情報流出防止措置が講じられている場合には基準違反とならないよう、告示案を修正。

※情報流出防止措置

①情報が株式売買部門に提供されないこと

②株式売買部門が保有している株式等を通じた影響力を遮断すること

（3）事業所管大臣の特定

免除利用後の事後報告（10%未満）に加え、指定業種以外の業種に係る事後報告についても、事業所管大臣を特定せずに報告書を提出できるよう、省令の様式を簡素化。

■今後の日程

- ・5月8日（金） 改正法・政省令・告示の施行
（改正法附則により30日後から全面適用）
銘柄リストの公表
- ・6月7日（日） 改正法・政省令・告示の全面適用

パブリックコメントへの回答概要

1. CISTEC 提出意見に対する回答

■全体的意見

輸出管理と投資管理は一体であり、輸出管理で流出を防いでいる機微技術が、投資を通じて流出することを防ぐ必要があります。投資制約要因とならないようにとの配慮は必要としても、その本来目的達成に向けた制度構築が必須です。

米国 FIRRMA では、非米国企業による日本企業への投資も審査対象になりますから、十全な制度運用が担保されなければ、米国 CFIUS 側の判断又は日本企業側の働きかけで FIRRMA の直接適用がなされる可能性も全くは否定できないところです。

また、FIRRMA の非支配投資に係る「審査例外国」の我が国への適用のためにも、十全な制度運用を期待しているところです。

【回答】

ご意見ありがとうございました。

■取得時事前届出について

(1)「包括免除」対象から、「外為法違反で処分を受けた者」が除外されていますが、①外為法や国際テロリスト財産凍結法による資産凍結等の経済制裁対象者、②改正テロ資金提供処罰法に違反して資金等を提供した場合の相手のテロリストや協力者、③経産省の外国ユーザーリスト掲載者、④米国の Entity List 等で「不正輸出関与」理由等で掲載されている者等は、安全保障上問題・懸念ありとされ輸出管理でも慎重な審査を行う対象ですので、同様に除外の検討が必要と考えます。

【回答】

新令第3条の2第2項第1号では、新令第3条第2項第2号又は第3号に該

当する対内直接投資等を、届出免除の対象外としています。新令第 3 条第 2 項第 2 号では、国際的な協定等、我が国と対内直接投資に関する国際約束がない国からの投資について、相互主義の観点から届出を課すこととしているものです。また、新令第 3 条第 2 項第 3 号は外国為替令第 11 条第 1 項の規定による財務大臣の指定に係る資本取引に当たるおそれがあるものとして、命令第 3 条第 7 項（新命令第 3 条第 6 項）により、財務大臣及び事業所管大臣が定める告示において、イラン関係者による対内直接投資等が届出対象とされています。

ご意見の①外為法や国際テロリスト財産凍結法による資産凍結等の経済制裁対象者、②改正テロ資金提供処罰法に違反して資金等を提供した場合の相手のテロリストや協力者、③経産省の外国ユーザーリスト掲載者、④米国の Entity List 等で「不正輸出関与」の理由等で掲載されている者等についても、これらにより結果として一部対象となっているものがありますが、国の安全等の確保と経済の健全な発展に資する対内直接投資等の促進の両立の観点から不断の見直しを行っていくものでありますので、ご意見として承り、今後の政策検討の参考とさせていただきます。

(2) 免除不可となる「国有企業等」については、民営企業でも政府・党の実質的支配下に置かれる場合もありますから、当該国の諸法令や実態を十分踏まえた判断が必要と考えます。

【回答】

取得時事前届出の免除が適用されない国有企業等については、新令 3 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号、及び第 5 号に掲げるものを指します。これらの規定に基づき、外国政府等による議決権や株式の保有、又は役員任命や指名の状況等に照らして取得時事前届出免除が利用可能であるかが判断されることとなりますが、その判断においては、対象となる法人や団体の実態や関連する法令や規定も考慮されることとなります。

国有企業等の定義の一つには、「外国政府等が当該法人その他の団体が行う対内直接投資等又は当該対内直接投資等に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有しているもの」という項目がありますが、具体的にどのような場合にこの項目に該当するかをお示しいただきますようお願い致します。

【回答】

取得時事前届出の免除が適用されない国有企業等については、新令 3 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号、及び第 5 号に掲げるものを指します。これらの規定に基づき、外国政府等による議決権や株式の保有、又は役員任命や指名の状況等に照らして取得時事前届出免除が利用可能であるかが判断されることとなりますが、その判断においては、対象となる法人や団体の実態や関連する法令や規定も考慮することとなります。

ご指摘の法人その他の団体であって「外国政府等が当該法人その他の団体が行う対内直接投資等又は当該対内直接投資等に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有しているもの」は第 4 号ホの規定により国有企業等の対象となりますが、例えば外国政府等が定める法令その他の規範に基づき、当該外国政府等の政策としての対内直接投資等にかかわる要請を達成するための遵守事項を定款などの設立文書や外国投資家の内部規程で規定している場合や、外国政府等が外国投資家に対する出資の条件や指示等を通じて当該外国投資家に対内直接投資等に関連する要請をし、(外国政府等により) 監督等が行われている場合などは、当該外国投資家はこの号の規定に該当すると考えられます。

(3) また、取得時に民間企業だったものが、取得後に「国有企業等」になる場合もあり得ますが、脱法的行為により制度の趣旨が損なわれないよう、企業のそのような属性変更自体を事前届出審査対象とすることが本来は望ましいと思います。それが難しければ、属性変更の場合の報告義務を厳格に履行させるよう実効的モニタリングと対処をお願い致します。

【回答】

今般の改正により、対内直接投資が行われた後の外国投資家の属性変更については、新命令第 7 条第 4 項において、「報告者の特定株主」や「最終親会社等」等に変更が生じた場合を報告の対象に加えており、当該報告義務の運用を通じて外国投資家に関する情報を適切に把握してまいりたいと考えております。

(4) 「包括免除」とされる「外国金融機関」は、業法では財産的・人的基礎の有無をチェックするものであり、(業法の内容、監督レベル自体も日本と同等かは検証できません) 認可されているからといって、安全保障上の懸念の有無とは無関係ですから、一律に「包括免除」とするのは適当ではないと考えます。

輸出管理では、世界の国々を安全保障上のリスクに応じて詳細なマトリクス分けを行い、包括許可等の適用の可否をきめ細かく分けています。安保上懸念がないと認定した特定ユーザー向けの輸出に包括許可を与える制度もあります。投資管理においても、本来それらと同様に、対象国、個別金融機関ごとにチェックを行い、(SWF 等の認証と同様に) 認証を受けた国、金融機関に対して免除の可否を決定するのが筋だと思われま

す。仮にそれが難しいとしても、大量破壊兵器開発やマネロン関与等により欧米等を含めて制裁対象となっている金融機関、武器禁輸国、軍拡・先端兵器開発等による安全保障上の懸念国の金融機関まで免除するのは不相当と考えます(国の安全等に係る非公開の技術情報へのアクセスを例外的に認められる場合があることからしても、そのような懸念国の金融機関に包括免除を与えるのは問題と思います)。

また、それらの懸念国の資本を受け入れている第三国の金融機関を通じた投資も安保

上問題となり得るケースが想定可能であり、同様に慎重な扱いの検討が必要と思います。

「一般免除」となる認証 SWF 等についても、認証に際し、純粋に経済的利益が目的か、外国政府等から独立した意思決定がなされるかについて慎重な判断が必要と考えます。

【回答】

一般論としては、我が国の業法に基づき規制・監督を受けている、又は日本の業法に準ずる外国の法令に基づいて許認可等を受けている場合には、その許認可等を行っている外国の金融当局が、許認可等の対象となっている金融機関の存在、活動を適切に把握できることから、「外国において日本の業法に準ずる法令に基づき規制・監督を受けている外国金融機関」がその業として行う株式や議決権の取得の場合について事前届出の免除を認めるものです。ただし、外国金融機関であっても、事前届出免除を利用することについて免除基準の遵守が条件であることはその他の投資家と違いはありません。また、今般の改正により新たに届出が必要となる、会社の経営に重要な影響を与える事項に関し行う同意に係る届出は、その他の投資家と同様、外国金融機関についても免除の制度はありません。

また、ご意見のありましたとおり、国有企業等のうち、取得時事前届出免除を利用できるソブリン・ウェルス・ファンドや公的年金基金を認証する際には、当該ソブリン・ウェルス・ファンドや公的年金基金の投資形態や目的、投資の意思決定が外国政府等から独立して行われているかを慎重に判断することとなります。

■取得時事前届出免除基準と行為時事前届出基準について

(1) 行為時事前届出基準は、役員就任、事業譲渡・廃止の提案・同意をしないとの2点であり、安保に関わる非公開情報へのアクセスは対象となっていません。これは他の2点と異なり、事前届出免除後の事情変更は認めないとの趣旨と思われませんが、基準遵守義務が履行されるよう、(発行企業側の理解と協力も得つつ) ご当局の実効のあるモニタリングに期待するものです。

【回答】

事前届出免除を利用した投資家による基準遵守義務が履行されるよう、事前届出免除を利用して株式取得等を行った外国投資家には事後報告を求めるとともに、関係省庁が連携し、実効的なモニタリングに努めてまいりたいと考えております。

(2) 他方、非公開情報へのアクセスの例外として、(一定条件の下で)「発行会社側が自主的に提供した場合」「銀行等が自ら所有する株式や持分を利用しないことが担保される場合」が認められています。ただし、この告示の規定は、外為法の輸出管理規制をオーバーライドするものではありませんから、リスト規制技術を提供する場合には、経産大臣の許可が必要になるはずであり、この点の理解に乏しい企業が誤解して無許可提供してしまうことがないように、政府サイドでの十分な注意喚起をお願い致します。

また、上記の後者の例外は、敵対的買収案件においても適用されるのですので、発行会社側が確認する上でも、「必要な措置」について具体的基準が示されることが必要と考えます。

【回答】

ご意見のとおり、輸出管理に係る規制に服する点については、関係省庁と連携しながら誤解が生じぬよう対応してまいります。

「他のもの…又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門に秘密技術関連情報を提供しないこと…を担保するために必要な措置」とは、例えば一定区画に情報障壁を設ける等して秘密技術関連情報の移動を管理する措置等が考えられますが、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられ、国の安全等の観点から合理的に適切と認められる措置をとっていただく必要があります。

また、「発行会社等に対して秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置」についても、例えば、投資銀行部門が自社の保有する非公開のポジションについて知ることが出来ない体制を整備すること、自社の保有するポジションを直接又は間接に利用して開示提案を行う事を懲戒対象とすること、自社の保有するポジションを直接又は間接に利用して開示提案を行っていないか定期的に内部監査を行うこと等が考えられますが、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられ、国の安全等の観点から合理的に適切と認められる措置をとっていただく必要があります。

(3) 取得時事前届出における役員就任を「自ら提案」については、「他者を通じた提案」を含むとされていますが、その「他者を通じた提案」か「他者による提案」かによって「密接関係者」の範囲がかなり変わってきますので、両者の差異の判断ポイントを明確にされるようお願い致します。

【回答】

「他者を通じた提案」については、届出者となる外国投資家自らの意思により、他のものに依頼して提案させる場合や、発行会社の取締役会等に対して主体的に働きかけを行った結果として形式上は会社提案議案として株主総会に提出されるような場合等、実質的には自らの意思及び発案、自らの行為の発動を契機として提案が行われる場合はこれに該当します。

これに対し、自ら他者や発行会社に働きかけることなく、他者や発行会社から自己又は自己の密接関係者が役員候補として株主総会に提案される場合には「他者による提

案」として、新命令第 2 条第 1 項第 1 号に規定する密接関係者の範囲が適用されます

(4) 行為時事前届出においては、役員就任の同意の場合には、「自ら提案」か「他者が提案」かを問わず事前届出が必要となります。これに対し、事業譲渡・廃止の提案・同意は、「自ら提案」の場合に限定されています。そうすると、密接関係者や「他者が提案」する事業の譲渡・廃止提案に関しては、取得時事前届出も不要となり、それに同意する行為も事前届出対象とはならないように思われます。同じ重要事項であるはずですが、役員就任の場合と比較して、事業譲渡・廃止の提案・同意については、要件が緩やかに設定されているように見えますが、役員就任の場合と同様に設定できないのか、できないとすればその差異を設ける理由、背景等のご説明をお願いできれば幸いです。

【回答】

指定業種を営む会社の役員を選任については、外国投資家以外のものによる提案であっても、選任の対象が外国投資家やその関係会社の役員である場合には、典型的に外国投資家やその関係会社のために行動しているとの推定が働くことから、国の安全等の観点から、他社提案であっても、その選任議案の「同意」について事前届出の対象としているものです。

これに対して、指定業種に係る事業の譲渡等を他者が提案することに対して外国投資家が同意することについては、その外国投資家が自らの意思として会社の経営に重要な影響を及ぼす行為となる蓋然性は低いと考えられることから、届出の対象にはしないこととしています。

■コア業種の範囲について

サイバーセキュリティ関連業種（ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット利用サポート業）についてコア業種となっているのは、電力、通信等の重要インフラのために特に設計されたものや 100 万件以上の個人情報扱うもの等に限定されています。

しかし、半導体のサプライチェーン関連業種等は IoT 社会を支える基盤インフラであり、それらに係る専用設計されたソフトウェア等の業も対象とすることが望ましいように思われます。

【回答】

ご意見のあった業種については、日本への投資環境変化や安全保障上の環境変化などの状況に応じた今後の検討の際の参考とさせていただきます。

■銘柄リストについて

直接はパブリックコメントの対象とはなっていませんが、付随的に意見を申し述べます。銘柄リストの公開は、投資家の利便性向上の目的とは裏腹に、技術窃取・サイバー攻撃の

対象とされる恐れありますし、企業判断で不掲載とすれば、コア業種事業がないとして事前届出免除とみなされ、不利益を被る可能性もあります。

軍事転用可能な汎用品の適確な該非判定は難度が高く、定款や有価証券報告書では判断は不可能ですし、時間の経過により輸出管理のリスト規制内容も変更がなされ（毎年、国際レジーム合意を反映して追加、削除、緩和等があります）、企業の事業にも変化も生じる中、メンテナンス、正確性担保も困難と思われま

す。このようなリストは、行政庁ではなく、企業自身が公開のメリット、リスクを総合的に判断して、自ら情報発信するのが筋と思われま

す。このような事情を踏まえ、銘柄リスト公開に当たっては、混乱や不利益を招かないような注釈と、一定期間後に継続の要否も含めて見直しがなされることについて、ご検討をお願い致します。

【回答】

外為法上、事前届出の要否は投資家が自ら判断することが原則であり、銘柄リストはその判断の便宜のため作成したものです。かかる作成の趣旨を踏まえ、本リストを適切に運用してまいります。

2. 関連する CISTEC 以外からの提出意見に対する回答

■免除を利用できる国有企業について、「令第三条の二第一考の規定により財務大臣が・・・該当しないものとして認めたもの」のうち「特におそれが大きくないと確認されたもの」（「特定国有企業等」とそれ以外について（命令案別表第三第三項第二欄）以下の点が不明確ですので、内容についてご教示いただければと存じます。

- (1) 特定国有企業等と認定されるための具体的な基準及び手続きをご教示ください。
- (2) 認定の効力の内容をご教示ください。また、取り消されることはあるの否かについてもご教示ください。
- (3) 認定が取り消された場合の報告義務の考え方をご教示ください。

また、例えば、発行済み株式の 5 パーセントを取得している時点で取り消された場合、その後は 10 パーセント以上になるまで、事後報告は不要という理解でよいのかどうかについてもご教示ください。

【回答】

(1) について

国有企業等が認証を受けるにあたり、当該国有企業等の投資形態が、純粋に経済的収益を目的としたものであること、当該国有企業等の投資の意思決定が、外国政府等から独立して行われることについて財務省が審査を行います。

(2) について

特定国有企業等は、他の一般投資家と同様の届出免除制度の利用が可能となります。特定国有企業等の投資形態が、純粋に経済的収益を目的としていない、又は当該国有企業等の投資の意思決定が、外国政府等から独立して行われていないと認められる場合などについては取り消すことがあります。

(3) について

認証を取り消された国有企業等は、以後、免除を利用することができなくなるため、指定業種に属する発行会社に投資する場合は、事前届出が必要となります。

■外国投資家の「役員」のうち、東証の独立性基準を満たしている社外取締役が投資先企業の役員として就任する場合については、第 3 条の 2 第 5 項第 1 号及び第 2 条第 1 項第 1 号イの規制対象から除外いただきたい。

除外が難しい場合においても、少なくとも、経営支配を及ぼす恐れがないと認められた事案については、取得時事前届出ならびに行為時事前届出の有効期間を延長する等、一律の対応を求めないよう配慮いただきたい。

【回答】

東京証券取引所の定める「独立役員」の独立性基準を満たす社外取締役であったとしても、外国投資家（法人）と一定の関係が認められることからすると、国の安全等の観点から、当該社外取締役が指定業種を営む本邦にある会社の役員に就任する場合には、就任決議に係る同意について審査を行う必要があると考えられます。

■「法又は法に基づく命令の規定による処分に違反した」という記載について、過去 5 年以内に法に違反したことがあった場合でも、これに基づく処分に違反していなければ、届出免除制度を利用する余地がある（第 1 号は適用されない）ということでしょうか。

（(i)「法…の規定による処分に違反した」場合又は「法に基づく命令の規定による処分に違反した」場合、と解釈することを意図していて、(ii)「法…に違反した」場合又は「法に基づく命令の規定による処分に違反した」場合と解釈することは意図されていないということでしょうか。）

特に、従前は、例えば組合を通じた株式取得に対する法令の適用関係など、法令の解釈に様々な見解がある論点も存在しており、事後的に評価すると軽微な法令違反があったと考えられるケースも生じ得るが、そのようなケースで一律に届出免除の適用を受けられないというのうは酷であると考えております。

【回答】

貴見のとおりと考えられます。なお、本規定で対象として想定している処分には刑事処分と行政処分の両方がありますが、この点を明確化するため、条文の技術的修正を行っております

■国有企業等は原則として事前届出免除制度の対象外となったが、一定の要件を満たす場合には個別に認証されることとされており、その要件の 1 つとして、財務省と MOU を締結することが求められている。認証や、MOU については非公表とされているが、国有企業等が第三者に開示する、又は公表することも禁止されるのか。また、禁止される場合には個別の企業、投資家、金融機関に対してはどのような場合にはどのようなタイミングで開示することが認められるのか。

【回答】

認証や MOU については、原則、非公表となります。

ただし、認証を受けた国有企業等が、自身の取引に必要な範囲内であれば、金融機関等に MOU の一部内容を開示することは可能と考えられます。

■包括免除の対象としての外国金融機関の定義において「相当する外国の法令による許認可等を受けて日本の証券業／銀行業／保険業／投資運用業等に類する事業を営むもの」とされているが、ここにいう「外国」はおよそ日本以外の国という趣旨か、それとも、各国における規制内容やその運用状況等の何らかの実質的な判断要素により、一定の国に限定される趣旨か、明確にしていきたい。

もし前者ということになると、形式的に日本の業法と類似の許認可を取得しさえすれば、当該国における規制の内容・程度等を問わず（日本の業法と同じレベルの規制を行っていないにもかかわらず）、コア業種も含めて株式・議決権取得時の事前届出が一切不要（100%の取得も可能）ということになるが、これは、現行法において指定業種を営む上場会社の 10%以上の株式・議決権取得については一律に事前届出を要求しているのとの対比で著しくバランスを失し、国の安全等を損なうおそれがある投資の制限という観点で懸念が残る可能性がある。そのため、「相当する外国の法令」「類する事業」の要件については、ある程度限定的に解釈されることが望ましい。

【回答】

一般論としては、我が国の業法に基づき規制・監督を受けている、又は日本の業法に準ずる外国の法令に基づいて許認可等を受けている場合には、その許認可等を行っている外国の金融当局が、許認可等の対象となっている金融機関の存在、活動を適切に把握できることから、「外国において日本の業法に準ずる法令に基づき規制・監督を受けている外国金融機関」がその業として行う株式や議決権の取得の場合について事前届出の免除を認めています。

したがって、対象となる外国の法令及び登録の内容等を踏まえ、相当する外国の法令による許認可等を受けていると認められない場合は、包括免除の対象とはなりません。

■取得時事前届出の免除が適用可能な外国金融機関の定義によると、そのような金融機関

は外国において金融仲介業の許認可を受けていることが必要であると考えられる。そして、金融当局による正式な手続きを経て許認可等を受けたものが対象であると考えられる。しかしながら、外国における特定の運用マネージャーは、正式な許認可等の手続きを免除されて事業を営んでいるものが存在する。これらの会社は、許認可等を受けることが免除されているものの、定期的に当局に対して事業活動に関する報告を行う義務が課せられており、一任運用業やその他の事業サービスにおいて制限がかけられている。(多くのケースでは、そのような制限は、許認可等を受けて事業活動を行うことに比べて負担が課せられている。)これらの会社は市場に規制されているとみなされ、免除が適用可能な金融機関の資格を満たすものと考えられる。

【回答】

包括免除については、外国金融機関が利用可能となっておりますが、これは①国内外の業法等に基づく金融機関であれば、当局がその存在や活動を適切に把握できること、②その取引は、国の安全等に係る技術情報の窃取や事業活動の譲渡・廃止を目的としていないことから、典型的に国の安全等を損なうおそれがないと認められるとの考え方に基づくものです。

この点、「届出」や報告を行ったうえで行う運用業に類する事業を行う形態があることは認識していますが、各国の法制度によりその規制の内容の監督の程度が異なり、外国の金融当局が、許認可等の対象となっており、金融機関の存在、活動を適切に把握できる態勢となっているかの判断がつきかねることから、一律に包括免除の対象とすることは適当でないと考えられます。また、Investment Advisers Act 上の“exempt reporting advisor” (ADV Filer) については、事業開始の段階で届け出が求められているわけではないうえ、規制内容についても登録を行っているものに比べて相当程度緩和されているとみられることから、上記の趣旨は該当しないと考えられます。

■一般免除基準である以下の基準は、包括免除を受ける基準とすべきである。

- ① コア業種に属する事業に関し、重要な意思決定権限を有する委員会に自ら出席せず、又はその指定する者を出席させない。
- ② コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない。

【回答】

改正外為法は、コーポレートガバナンス改革を推進する日本政府の方針も踏まえつつ、国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失等を防止するために必要最小限の対応を行うものです。

外国金融機関はいわゆる包括免除を利用可能となっており、基準については、ご指摘の①～③の基準のみが適用されることとしています。これは国内外の業法等に基づく金融機関であれば、当局がその存在や活動を適切に把握できること、その取引は、国の安全等に

係る技術情報の窃取や事業活動の譲渡・廃止を目的としていないことから、典型的に国の安全等を損なうおそれがないと認められるとの考え方に基づくものです。

■改正法案の説明資料においては、免除基準の一つとして、外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しないことが挙げられているが、法文上は役員は「取締役」「監査役」に限定されているため、指名委員会等設置会社における執行役もここに含めることを検討いただきたい。

【回答】

執行役は取締役会で選解任（会社法第 402 条及び第 403 条）となっていることから、外国投資家が取締役に就任しないことをもって、執行役への外国投資家のコントロールも間接的に担保されているものと考えられるため、現時点では特段の手当ては不要であると考えております

■取得時事前届出免除制度の免除基準である「外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しない」に関し、外国投資家が、その密接関係者が役員に就任しないことを事前にすべて把握することは非常に困難なように思われ、また、このような免除基準を課すことは、外国投資家が著しく投資機会を失うことになりかねないとする。

理由：過去 1 年以内に密接関係者であった者等について、その者の役員の就任状況まで把握することは無理である。

【回答】

純粋な他者提案の場合の役員選任の届出に係る関係者の範囲については、合理的に事前にその選任が予定されていることが把握可能と考えられる範囲で設定を行っております。

他方、ご指摘のような、過去 1 年以内に当該外国投資家の関係法人の役員であったものについては、合理的に事前の把握が困難である場合も想定されるところのご意見を踏まえ、命令案第 2 条第 1 項第 1 号チについては削除することといたします。

■「秘密技術関連情報」の「秘密」は、不正競争防止法上の「営業秘密」を指すという理解でよいか。

条文上で明示的に除外される役員等に係る情報又は財務情報は、除外されるものの例示にすぎず、公知でない会社情報ではあるが上記「営業秘密」には該当しないものは「秘密技術関連情報」に含まれないという理解でよいか。

【回答】

「秘密として管理されている」との部分の解釈は、不正競争防止法第 2 条第 6 項の解釈に準ずることを想定しておりますが、個別の具体的状況に応じ、他の考慮事項とともに総合的に判断されるものと考えられます。

■① 対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準告示案において、「対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのある行為」として、「秘密技術関連情報であることを知りながら、当該秘密技術関連情報を取得すること」が挙げられている。

しかし、「秘密技術関連情報」の定義は、「発行会社等の対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報（発行会社等の役員等に係る就業条件、報酬その他の役員等に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）」とされているので、客観的に「非公開」であることが要件となっていないように思われるが、追加する必要はないか。

仮に、客観的に「非公開」であることを追加する場合、何をもって公開と解すべきか。例えば、研究会等での発表や投資家の IR 説明会など、一部の者に対して言及した内容であっても、秘密保持義務を課することなく第三者に開示した以上は、「非公開」には該当しないと考えて差し支えないか。

② 告示案の「秘密技術関連情報」の定義を前提とすると、会社が「秘密として管理」しさえすれば、「発行会社等の役員等に係る就業条件、報酬その他の役員等に係る情報又は発行会社等の財務状況」に該当しない限り、基本的に「秘密技術関連情報」に該当してしまうことにならないか。

会社が秘密指定したことのみをもって「秘密技術関連情報」とすると、外国投資家の参入を避けたい会社が、本来秘密指定する必要性の低い情報まで恣意的に秘密指定することが懸念されるので、客観的に重要性の低い情報は、「秘密技術関連情報」に該当しないという解釈もありうるのではないか。

③ 発行会社等が自主的に提供した場合は、「秘密技術関連情報を取得」から除外されているが、いかなる場合が「自主的に」該当するか。現実には、技術情報へのアクセスを拒否すると、投資を回収されるプレッシャーを受けることもありうるが、これが「自主的に」該当しないとすると、およそ「自主的」なものは想定し難くなってしまふ。そのため、会社が「秘密技術関連情報」を交付した場合、当該情報を開示する以外の方法を現実的に取れないほどに強制されていない限りは、「自主的」と考えて差し支えないか。

【回答】

<①について>

公開することにより秘密技術関連情報に該当しないとすると、不当な手段により取得された秘密技術関連情報が公開されることにより、それ以降の取得が基準違反に該当しないこととなり、国の安全等の観点からリスクを生じさせることになるため、客観的に非公開であることは要件として求めておりません。

<②について>

秘密技術関連情報は「技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他対象事業に係る技術又はシステムに関する情報」とされているところ、会社が秘密指定したことのみをもって秘密技術関連情報に該当するものではございません。秘密技術関連情報に該当する情報は国の安全等の観点から、いずれも重要性が高いと考えており、客観的に重要性の低い情報は、「秘密技術関連情報」に該当しないとの解釈を採用することは適当でないと考えられます。

<③について>

「自主的に提供した場合」とは、発行会社が自由な意思に基づき提供した場合をいい、発行会社に対して、外国投資家又はその密接関係者が、自己又は密接関係者が保有する株式又議決権等を背景に影響力を行使して、秘密技術関連情報が提供された場合は含まれません。

■「重要な意思決定権限を有する委員会」の範囲をより具体的に示していただきたい。

①まず、ここに取締役会が含まれかどうかを明確に示していただきたい。法文上、出席禁止の対象は「委員会」とされているのに対し、提案禁止の対象は「取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員」とされているため、前者に取締役会が含まれないとの解釈の余地もあるため。

②次に、たとえば、社内ルール上、意思決定権限は社長、代表取締役などの個人に付与しており、経営会議や執行役（員）会はその事前審議機関として位置付けている実務は多くの会社で見受けられ、他方で、当該経営会議等において実質的な意思決定が行われていることも多いが、このようなケースにおける経営会議等は重要委員会に含まれるかどうか明確に示していただきたい。形式的に意思決定権限が無いというだけの理由により、事前審議機関としての経営会議等が「重要委員会」に含まれないという趣旨だとすると、上乘せ基準が実務上規制として機能しなくなる懸念がある。

【回答】

「重要な意思決定権限を有する委員会」とは、その名称や形態の如何を問わず、実質的にコア業種に関する事項について意思決定を行っているものと考えられる場合にはこれに該当します。したがって、取締役会はこれに該当するものと考えられます。これを明確化する観点から条文の適正化を行いました。

具体的にどのようなケースが該当するかについては個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、②のようなケースにおいては、実質的な意思決定を行っていると考えられるため、該当するものと考えられます。

■免除を利用できる国有企業について、「令第三条の二第一考の規定により財務大臣が・・・該当しないものとして認めたもの」のうち「特におそれが大きくないと確認されたもの」（「特定国有企業等」）とそれ以外について（命令案別表第三第三項第二欄）以下の点が不明

確ですので、内容についてご教示いただければと存じます。

(1) 特定国有企業等と認定されるための具体的な基準及び手続きをご教示ください。

(2) 認定の効力の内容をご教示ください。また、取り消されることはあるのか否かについてもご教示ください。

(3) 認定が取り消された場合の報告義務の考え方をご教示ください。

また、例えば、発行済み株式の 5 パーセントを取得している時点で取り消された場合、その後は 10 パーセント以上になるまで、事後報告は不要という理解でよいのかどうかについてもご教示ください。

【回答】

(1) について

国有企業等が認証を受けるにあたり、当該国有企業等の投資形態が、純粋に経済的収益を目的としたものであること、当該国有企業等の投資の意思決定が、外国政府等から独立して行われることについて財務省が審査を行います。

(2) について

特定国有企業等は、他の一般投資家と同様の届出免除制度の利用が可能となります。特定国有企業等の投資形態が、純粋に経済的収益を目的としていない、又は当該国有企業等の投資の意思決定が、外国政府等から独立して行われていないと認められる場合などについては取り消すことがあります。

(3) について

認証を取り消された国有企業等は、以後、免除を利用することができなくなるため、指定業種に属する発行会社に投資する場合は、事前届出が必要となります。

■ 銘柄リスト (3/14 資料 11 p) について： 今次公表された政省令案には銘柄リストについての定めが見当たらないが、銘柄リストの内容に基づき投資をした投資家は、投資の結果外為法に抵触することになったとしても、行政処分をうけないという理解でよいか。

【回答】

外為法上、事前届出の要否は投資家が自ら判断することが原則であり、銘柄リストはその判断の便宜のため作成したものです。特にリストを悪用して事前届出対象と知りながら無届けで株式の取得等を行う場合については、その是正のために必要な措置を講ずることがありま

■ 銘柄リストに関しては、当局からのアンケート調査を受けて、上場企業本体のみならず子会社の事業内容について、定款・有価証券報告書や公表情報、さらには実際の事業内容も含めて調査の上で回答しているもの。

しかしながら、コア事業（特に機微技術を扱う事業）については、実際に実施している旨を公表していない場合や、製品開発・市場投入・企業買収・統合などの時期が見通せない場合

も多々あり、アンケートへの回答は個々の企業により判断が分かれるものと想定される。したがって、ある時点におけるアンケート回答結果が、3 類型の分類の通りとなっている保証はなく、かつ発行企業においても正確な分類を示す責任を求めることはできないと認識している。ある時点における企業判断に基づき作成された「リスト」によって、発行企業が外為法上の責任を何ら負うものではないことを、明確にしていきたい。

【回答】

外為法上、事前届出の要否は投資家が自ら判断することが原則であり、銘柄リストはその判断の便宜のため作成したものです。

銘柄リストに係るアンケート調査は、法律に基づく調査ではなく、任意に基づく調査となっておりますので、アンケート調査対象の発行会社が外為法上責任を負うことはありません。

以上